

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日（税率5%）から現在までに行われた消費税率引き上げによる、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。
令和元年度における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 1.0億円

【歳出】 社会保障施策に要する経費 23.7億円

（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・県支出金	町債	その他	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	その他
社会福祉	障害者福祉事業	473,704	330,437			10,158	133,109
	高齢者福祉事業	52,247	2,798		2,541	3,326	43,582
	児童福祉事業	631,846	393,265		36,221	14,348	188,012
	母子福祉事業	41,421	13,928		273	1,930	25,290
	小計	1,199,218	740,428	0	39,035	29,762	389,993
社会保険	国民健康保険事業	172,236	76,106			6,816	89,314
	後期高齢者医療事業	210,903	34,581			12,502	163,820
	介護保険事業	267,265	12,328			18,076	236,861
	小計	650,404	123,015	0	0	37,394	489,995
保健衛生	疾病予防対策事業	61,404	4,798		1,295	3,922	51,389
	病院事業	454,475		60,400		27,941	366,134
	小計	515,879	4,798	60,400	1,295	31,863	417,523
合計		2,365,501	868,241	60,400	40,330	99,019	1,297,511